

第 34 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 5 年 9 月 21 日（木）午前 9 時 00 分
会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

2. 委員定数 19 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫
会長職務代理者 18 番 齋藤 澄子
委 員

1 番 高橋 忠一	2 番 高野 進	3 番 渡部 清孝
4 番 小沢 勝則	6 番 二瓶 崇	7 番 菊地 貴
8 番 山口 久人	9 番 大津 康男	10 番 小林千代松
11 番 平田 恭一	12 番 木戸 賢治	13 番 木村富士男
14 番 小林 博行	15 番 菅井 大輔	16 番 岩崎 茂治
17 番 佐藤 光伸		

4. 本日の総会に欠席通告した委員

5 番 武藤 常雄

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 74 号 会務報告について

報告第 75 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 176 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 177 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 178 号 現況確認証明申請について

議案第 179 号 農用地利用集積計画について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 誼 高 文 信

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 湯 浅 惣 太

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 長谷川 修

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日は朝早く、また刈り取り期を迎え大変お忙しいところ、第34回総会にご出席をいただき、誠にご苦労様でございます。ここに来てようやく長い猛暑日、真夏日が収まりつつあります。週間予報を見ますとこれから秋が深まって来るということで、皆さんにとってはこれから稲刈りということになりますので、農作業の際は農機具を安全運転で取り扱っていただき、スムーズな農作業をしていただきたいと思います。また、今年の作柄については、前回も話しをしましたが8月

15日現在では、本県は作況指数102ということで、やや良ということでもあります。全国的に見ましても102以上の県は5県ということでもありますので、十分期待が持てるところでありますが、やはり猛暑日が続いたということで、50ha位作っている人に聞きますと、粳数はありますが、種はいまひとつということで、やはり高温障害で粳殻が厚いのかと話していました。また、乳白などが見られると話していました。新潟県では、一等米が少ないとテレビでも放送されていました。会津米においては、早めに刈り取りを行うしかないわけですので、十分留意の上作業にあたっていただきたいと思います。また、価格等については、全農福島では今年産米については1,300円増ということで、コシヒカリ1等で12,900円ということでもあります。昨日、チラシを見ましたが仮渡金について、農業の検査手数料、その他の諸経費を差し引くと買取米はこれぐらい、一般のコシについてはいくらということで、それぞれ品種によって出ておりますので、それを参考にさせていただきたいと思います。高温障害により等級が下がってしまうと1,300円上がった分が帳消しになってしまうというようなこともありますので、担い手の農家等については大変苦しい状況に強いられているということです。これらについてもこの後の市長へ意見書を提出する際に今の担い手は本当に苦しいということで、何らかの施策を講じてもらいたいと声を出して行きたいと思います。農業委員会組織ですので、それと併せて県、国へ繋げて行きたいと思います。それから地域計画策定に関わる代表者会議及び集落座談会ではありますが、8月の末から本格的に始まりまして、大分進んでいるようです。誠に暑いところ大変皆様にはご苦勞をおかけします。まだ日程も決まっていないという地区もあるようですので、早めに事務局との日程を含めて相談をして、稲刈りが終わったら、早めの取り組みをお願いしたいと思います。

本日の総会には、報告2件、議案4件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申

しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、5番 武藤常雄委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第34回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、11番 平田恭一委員、12番 木戸賢治委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第74号 会務報告について」、「報告第75号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第74号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第75号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第74号及び報告第75号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第74号及び報告第75号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第74号及び報告第75号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

「議案第176号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転4件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1、No.2については、1番 高橋忠一委員、No.3については、13番 木村富士男委員、No.4については、2番 高野進委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋忠一委員

〔所有権移転のNo.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。農地法第3条所有権移転 案件No.1について、ご報告いたします。去る9月7日午前10時ごろから譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さん立ち会いのもと、現地調査並びに申請者からの聞き取り調査を行いました。現地は地目は畑で譲渡人の〇〇〇さん宅から現地まで遠方で耕作管理が出来ないため、譲受人の〇〇〇さんに譲渡することになったそうです。現地は周辺が宅地化しており、住宅に囲まれている状況で南側の道路を挟んで譲受人の〇〇〇さん宅があり、耕作管理がし易くなっており、作業効率が高められ利便性が良いということで購入するということであります。以上により、周辺の農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

続きまして、案件No.2について、ご報告いたします。去る9月10日午後2時ごろから譲受人の〇〇〇さんは都合で出席できないということで、お父さんの立ち会いのもと、現地調査並びに申請者からの聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは東京在住、外の2名も東京、千葉在住のため、譲渡人代表の〇〇〇さんに電話で確認を行いました。現地は地目は田と畑で、譲受人の〇〇〇さん宅から東に30秒ほどの距離であり、申請地は耕されていて管理がされておりました。今後、そばの作付を計画中とのことで、南側は水田、北側は道路、西側は宅地、東側

は道路を挟んで畑となっており、周辺の農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。農地法第3条所有権移転 案件No. 3 について、補足説明いたします。去る9月12日午前11時50分ごろから譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さん立ち会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。現在は〇〇〇さんの家庭菜園になっておりますが、塩川町に移住したため、今後は管理が難しくなるため、手放したいとのことでした。譲受人の〇〇〇さんは現在勝本集落の方で農地を拡大しており、申請地もそのまま野菜畑として利用したいとのことでしたので、問題なしと判断いたしました。以上です。

○高野進委員

〔所有権移転のNo. 4 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

2番高野です。農地法第3条所有権移転 案件No. 4 について、ご報告いたします。去る9月11日午後2時から譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さんの両氏から聞き取り調査及び現地調査を行いました。なお、譲渡人は千葉県鎌ケ谷市在住のため、電話で聞き取り調査を行いました。本申請に伴う権利の取得については、農地付き住宅の取得の案件であります。申請地の地目は田ですが、周辺は道路や住宅等に接しており、現在遊休化していることが認められました。譲受人は、現在、耕運機や軽トラックを所有しており、取得後は配偶者と共に自家野菜の作付けを行う計画であり、遊休農地の解消にも資するものと考えられます。つきましては、本申請に伴う権利の取得については、周辺の農地利用に影響を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第176号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第176号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第176号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第177号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定3件、所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、7番 菊地貴委員、No.2については、15番 菅井大輔委員、No.3については、6番 二瓶崇委員、所有権移転のNo.1については、13番 木村富士男委員、No.2については、7番 菊地貴委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菊地貴委員

〔権利設定のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地です。農地法第5条権利設定 案件No. 1 について、ご報告いたします。去る9月12日午前11時15分ごろより被設定人の〇〇〇さんは県外在住で遠方のため、欠席、設定人の〇〇〇さん立ち会いのもと、事務局より岩下事務局長、木村委員、小関推進委員と私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。一時転用の目的は営農型太陽光発電の設置で、3年間の一時転用期間満了に伴う再度3年間の申請です。現地調査したところそばの花は満開で農地の形状を変更することなく、営農を継続していました。また、道路に挟まれた隔離された農地であり、周辺の農地に影響を及ぼすことなく、一時転用によって生ずる障害はなく問題はないと判断いたしました。以上です。

○菅井大輔委員

〔権利設定のNo. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

15番菅井です。案件No. 2 について、ご報告いたします。去る9月8日午後3時5分より申請地において現地調査並びに聞き取り調査を行いました。立ち会い人として、被設定人の〇〇〇の社員の方2名、事務局より熱塩支所の湯浅副主査、農業委員より木戸委員が出席しております。また、設定人の〇〇〇さんは欠席のため、翌日電話にて確認をいたしました。今回の申請は携帯電話基地局増設工事に伴う一時転用です。地目は田ですが、現況は不作付地で周辺も同様のため、周辺農地への影響はないものと思われます。雨水は、自然浸透であり、土木シート及び鉄板を敷いて農地を保護し、工事終了後は農地を現状回復し、設定人が立ち会い確認後引き渡す予定となっております。よって、本申請は妥当であると判断いたしました。以上です。

○二瓶崇委員

〔権利設定のNo. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番二瓶です。同じく案件No. 3 について、ご説明申し上げます。去る

9月11日午後3時30分ころより、設定人の〇〇〇さん、被設定人で〇〇〇株式会社〇〇〇支社からは〇〇〇さん、大津委員と私、事務局より塩川支所の長谷川主査が立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請地は地目は田になっておりますが、現況は雑種地で造成工事を伴わず、現状のまま利用するため、土砂が流出する恐れはなく、また雨水は自然浸透とし、また南側、東側にはU字溝が設置されておりました、取水、排水は公共の上下水道を利用いたします。周囲には農地や農業用排水施設がないため、支障を及ぼすことはなく何ら問題はないと判断いたしました。以上です。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。農地法第5条所有権移転 案件No.1について、補足説明いたします。去る9月12日午前10時40分ごろから、譲渡人の〇〇〇さん、代理人の行政書士の〇〇〇さん、岩下局長、菊地委員、小関推進委員、私の6名で現地確認調査を行いました。なお、譲受人の〇〇〇さん、〇〇〇さんは欠席でした。現地は〇〇〇さんの住宅に隣接しており、段差もなく現状のまま使用できる状態になっておりました。その場所に車庫等の建物は建設しないとのことでしたので、周囲の農地への影響はないと判断いたしました。以上です。

○菊地貴委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地貴です。農地法第5条所有権移転 案件No.2について、報告いたします。去る9月12日午前10時50分ごろより、譲受人の〇〇〇さん、代理人の〇〇〇行政書士立ち会いのもと、事務局より岩下事務局長、木村委員、小関推進委員と私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。転用の目的は、自宅に隣接した農業用倉庫を建設したいというものであり、自己所有地だけでは面積が足りないため隣接した土地を購入し、その土地を含めて建設したいということです。事務局説明のとおり既に農

業倉庫は建設済、自己所有地を越境し建設されており、顛末書付きでの申請となっております。施工済でもあります。建設において高低差が発生するため擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。雨水は地下浸透及び周囲側溝に流し、周辺に農地はなく、平屋建設で周囲へ日照等の影響はありません。よって転用によって生ずる問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第177号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第177号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第177号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第178号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔4件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1については、13番 木村富士男委員、No.2、No.3、No.4については、4番 小沢勝則委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。現況確認証明案件No.1について、補足説明いたします。去る9月12日午前11時35分ごろから、申請人の〇〇〇さん、岩下局長、菊地委員、小関推進委員、私の5人で現地確認調査を行いました。現地は熊倉町の勝本集落からかなり離れており、申請地は道路の行き止まりから歩いて5分ぐらい行った所がありました。周辺全体が山林化しており〇〇〇さんの畑も同様に山林化しており、申請は妥当であると判断いたしました。以上です。

○小沢勝則委員

〔No.2、No.3、No.4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番小沢です。現況確認証明案件No.2について、報告いたします。去る9月8日午後1時30分ごろ現地にて、申請人の〇〇〇さんと待ち合わせをし、山都総合支所の安部氏、農業委員から齋藤氏、私、推進委員の田中氏で現地確認を行いました。機械の利用も困難なところで、また労働力不足もあり30年前から耕作が出来なくなったそうです。周辺の農地にも影響はないことから、申請は妥当であると判断いたしました。

続きまして、No.3について、報告いたします。こちら同日の午後2時ごろに現地にて申請人の〇〇〇さんと待ち合わせをして、山都総合支所の安部氏、農業委員から齋藤氏、私、推進委員の田中氏で現地確認を行いました。申請地は農道の脇になるところで、機械の利用も困難であり、労働力不足もあり約25年前から耕作出来なくなったそうです。周辺に影響もないことから、申請は妥当であると判断いたしました。

続きまして、No.4について、報告いたします。こちらでも同日の午後2時30分ごろに現地確認を行いました。申請人の〇〇〇さんは県外在住のため、電話で確認を行いました。山都総合支所の安部氏、農業委員から齋藤氏、私、推進委員の田中氏で現地確認を行いました。現地は何ヶ所もあるということで、行ける所まで行きましたが、現地まで行けない所が多くありました。労働力不足により約20年前から耕作が出来なくなったとのことであります。周辺に影響もないことから、申請は妥当であると判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第178号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第178号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第178号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第179号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用権設定1件、所有権移転1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第179号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第179号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第179号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第34回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 9 : 5 2